

平成 2 9 年 第 1 回 定 例 会

総務企画常任委員会会議概要

委 員 長 奈良岡 隆

副委員長 村 川 みどり

- 1 **審査日** 平成29年3月9日（木曜日）
- 2 **審査場所** 第1委員会室
- 3 **審査案件**
- 議案第79号 青森市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第80号 青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第81号 青森市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第82号 青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第83号 青森市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第84号 青森市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第85号 青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第92号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第93号 青森地域広域事務組合規約の変更について
- 議案第94号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 諮問第1号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

○出席委員

委員長	奈良岡	隆	委員	小豆畑	緑
副委員長	村川	みどり	委員	仲谷	良子
委員	山脇	智	委員	大矢	保
委員	奈良	祥孝	委員	花田	明仁

○欠席委員

委員 赤木 長義

○説明のため出席した者の職氏名

市民政策部長	福井正樹	市民政策部参事	田中聡子
市民政策部理事	館田一弥	総務部参事	岸田耕司
総務部長	鈴木裕司	総務部参事	高西正彦
総務部理事	加藤文男	総務部参事	山谷直大
総務部理事	吉崎宏二	財務部次長	横内修
財務部長	仁藤司史	財務部次長	三上正俊
浪岡事務所副所長	相馬紳一郎	財務部参事	川村敬貴
会計管理者	小鹿継仁	企画課長	菊池朋康
選挙管理委員会事務局長	福田康平	財政課長	奥崎文昭
監査委員事務局長	多田弘仁	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	石澤貴志	議事調査課主査	加藤典和
---------	------	---------	------

○**奈良岡隆委員長** ただいまから、総務企画常任委員会を開会します。

なお、本日は赤木長義委員が所用のため、欠席となっております。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案 10 件及び諮問 1 件の計 11 件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第 79 号「青森市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○**鈴木裕司総務部長** 議案第 79 号「青森市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

青森市情報公開・個人情報保護審査会条例につきましては、同審査会の設置、組織及び調査審議の手續等を定めている条例であります。

今般、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の一部改正により、地方公共団体の個人番号を利用することができる事務として条例で定める事務について、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の取り扱いについての規定が、番号利用法の第 26 条として新設されたところであります。

条例改正の概要であります。本条例で審査会の所掌事務の規定において引用しております特定個人情報保護評価に係る条文の第 27 条が、同法に第 26 条が新設されたことにより第 28 条に移動した条ずれに伴い、引用条項の整理を行うものであります。

内容といたしましては、条例第 3 条第 1 項第 2 号におきまして番号利用法第 27 条第 2 項としているものを、第 28 条第 2 項とするものであります。

施行期日につきましては、改正法の施行日であります平成 29 年 5 月 30 日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○**奈良岡隆委員長** これより質疑を行います。

御質疑はございませんか。山脇委員。

○**山脇智委員** 番号利用法第 26 条についてなんですけれども、どのような内容なのか、ちょっと説明してもらってもよろしいですか。

○**奈良岡隆委員長** 総務部長。

○**鈴木裕司総務部長** 番号利用法に新設された第 26 条は、各市町村が条例で定めて設定したマイナンバーを利用する事務について、マイナンバー提供に当たり使っている情報提供ネットワークシステムを利用して、特定個人情報をやりとりすることについて定めている規定であります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 山脇委員。

○山脇智委員 日本共産党では、マイナンバーについて、個人情報の保護が十分でないことから国会や市議会においても質問しており、今回は第26条の新設に伴う条文ずれの改正のみということから判断は大変難しいですが、やはり第26条で新設される情報提供ネットワークシステムを使った特定個人情報のやりとりについても多くの問題があると思っていることから、本条例には反対するということになります。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第79号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奈良岡隆委員長 起立多数であります。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号「青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 議案第80号「青森市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本条例は、来年度に向けた組織・機構の見直しに伴い、組織の分掌事務等について定めた青森市事務分掌条例を改正しようとするものであります。

このたびの組織・機構の見直しにつきましては、市政が直面する課題にスクラムを組んで取り組み、着実に前に進めていく組織とするために行うものであります。具体的には、お手元の資料に基づき御説明申し上げます。

改正の概要であります。1つに、本市が発注する請負工事の入札・契約から施工体制の点検、完成検査までを1つの課で効率的に実施する体制を構築するため、現在の財務部工事検査課を総務部契約課と統合し、契約課内に課内室として工事検査室を設置しようとするものであります。

2つに、市民の健康寿命延伸に向けた取り組みを効率的に推進していくため、現在の健康福祉部を、主に福祉事務所業務を担当する福祉部と、健康づくり、保健所業務を担当する保健部に再編しようとするものであります。

資料 1 ページ下段の新旧対照表をごらんください。

まず、部の設置を規定している第 2 条におきまして、「健康福祉部」を「福祉部」と「保健部」に分割するものであります。

資料 2 ページをごらんください。

そして、各部の分掌事務を規定している第 3 条におきまして、財務部の分掌事務「建設工事の検査に関する事項」を総務部に移すとともに、健康福祉部の分掌事務を「福祉部」と「保健部」に分割し、「保健に関する事項」及び「衛生に関する事項」を保健部の分掌事務にするものであります。

施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日としております。

なお、参考までに、平成 29 年度で予定しております機構図について、資料を添えさせていただきます。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、何とぞ御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 80 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 81 号「青森市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 議案第 81 号「青森市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

今般、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の一部改正により、地方公共団体の個人番号を利用することができる事務として地方公共団体が条例で定める事務について、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の取り扱いについての規定が、番号利用法の第 26 条として新設されたところであります。

国では、この改正法の中で、あわせて行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を改正しており、本市におきましても、国の取り扱いに準じ、個人情報保護条例を改正しようとするものであります。

新旧対照表 1 ページをごらんください。

まず、第 36 条の 2 第 1 項の規定において、法令に定める事務における特定個人情報の取り扱いについての特例を定めておりますが、先ほど説明いたしましたとおり、今般、番号利用法第 26 条に個人番号を利用することができる事務として、地方公共団体が条例で定める事務の取り扱いについての規定が新設されたことを踏まえ、条例において番号利用法第 26 条の取り扱いも含む表記とし、国の取り扱いと同様にしようとするものであります。

次に、新旧対照表 3 ページをごらんください。

第 36 条の 2 第 1 項の表であります。この表は、特定個人情報の取り扱いについて、条例の条文の読みかえを規定しているものであります。その中で、保有個人情報の利用停止請求権を規定している第 30 条第 1 項第 1 号の読みかえ規定において、特定個人情報ファイルについて規定している番号利用法第 28 条を引用しておりましたが、先ほど述べました番号利用法第 26 条の新設により、同法第 28 条が第 29 条に移動した条ずれに伴うものであります。

次に、新旧対照表の 5 ページをごらんください。

第 36 条の 2 第 2 項の表であります。特定個人情報の提供等の記録の取り扱いについて、条例の条文の読みかえを規定しているものであります。その中で、訂正された場合等における保有個人情報の提供先への通知を規定している第 29 条の読みかえ規定において、今般、番号利用法第 26 条に、個人番号を利用することができる事務として地方公共団体が条例で定める事務の取り扱いについての規定が新設されたことを踏まえ、通知先に、条例で定める事務に係る情報照会者及び情報提供者を追加するものであります。

また、後段については、第 36 条の 2 第 1 項と同様、条例において番号利用法第 26 条の取り扱いも含む表記とし、国の取り扱いと同様にしようとするものであります。

なお、施行期日は、改正法の施行期日である平成 29 年 5 月 30 日を予定しております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。山脇委員。

○山脇智委員 議案第 79 号に反対しましたので、当然ながら本案に対しても反対します。意見です。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 81 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奈良岡隆委員長 起立多数であります。

よって、議案第 81 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 82 号「青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 議案第 82 号「青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料をごらんください。

本条例は、平成 28 年 8 月の人事院勧告におきまして、育児休業等に係る子の範囲の拡大並びに介護休暇の分割及び介護時間の新設について勧告・意見の申し出があったところ、これを受けまして、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布・施行されたことに伴い、青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正しようとするものであります。

主な改正点の 1 点目は、介護のための時間外勤務の制限の拡大であります。

改正前の条例第 9 条におきましては、職員が要介護者の介護のために請求した場合には、深夜勤務をさせてはならないことまたは 1 月につき 24 時間、1 年につき 150 時間を超えて時間外勤務をさせてはならないこととされていますが、これらに加え、職員が要介護者の介護のために請求した場合には、時間外勤務をさせてはならないこととする規定を追加しようとするものであります。

また、同じく第 9 条におきましては、育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について規定されていますが、法改正に伴う子の範囲の拡大について、あわせて所要の改正を行おうとするものであります。

なお、子の範囲の拡大の内容につきましては、次の議案第 83 号「青森市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御審議いただく際にも、改めて御説明させていただきます。

2 点目は、介護休暇の分割を可能とするものであります。条例第 16 条において、介護休暇を請求できる期間については、現行では連続する 6 月の期間

内としているところではありますが、これを3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内とし、分割を可能としようとするものであります。

最後に、3点目は、条例第16条の2として、1日の勤務時間の始まりまたは終わりの2時間を超えない範囲内で、連続する3年までの期間、当該職員が勤務しないことを任命権者が承認する介護時間の新設をしようとするものであります。

参考として、条例の新旧対照表を添えさせていただきます。

なお、施行期日は、年度がわりの平成29年4月1日としております。

以上、御説明申し上げましたが、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、育児支援、介護支援に係る規定の改正を行おうとするものでありますので、慎重御審議の上、何とぞ御議決を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。はい、村川委員。

○村川みどり委員 介護休暇の分割の回数が3回以下の理由は何ですか。国が定めたものですか。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 国の定めに準じた制度設計になっております。人事課長から答弁させます。

○奈良岡隆委員長 人事課長。

○山谷直大総務部参事 人事課の山谷です。

国の法律改正に準じた内容になっておりますけれども、国会審議の内容を見ますと、厚生労働省の調査で、介護のために1週間以上連続して仕事を休んだ経験のある労働者が仕事を休んだ回数の実績は、3回までが全体の約9割を占めているとの結果を踏まえ、法改正が行われたということであります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 6カ月であれば、3回だと2カ月間ずつになるけれども、1カ月でとりたい人もいると思うんです。その場合は市として1カ月ごとに休暇等をとれるようにすることもできるのですか。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 現在の6月を3回なので、機械的に2カ月、2カ月、2カ月に割るのではなくて、1回当たりの期間は必要に応じた期間を設定できますので、それらの合計が6月以内という制度内容になります。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 3回までだから3回使ってしまうと終わりになってしま

うことから、もうちょっと柔軟に回数を分けて使えるようにできればよかったですと思います。意見です。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 82 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 83 号「青森市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 議案第 83 号「青森市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料をごらんください。

本条例は、先ほど御説明いたしました青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例と同様、平成 28 年 8 月の人事院勧告におきまして、育児休業等に係る子の範囲の拡大等について勧告・意見の申し出があったところ、これを受けて、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布、施行されたことに伴い、青森市職員の育児休業等に関する条例を改正しようとするものであります。

主な改正点の 1 点目は、条例第 2 条の 2 として、育児休業の取得要件となる子の範囲について拡大しようとするものであります。

法の改正により、職員が特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であって、当該職員が現に監護するもの、里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者。これらの子については、育児休業の取得対象となるよう拡大が図られたところではありますが、これとあわせて、改正法において「その他これらに準ずる者として条例で定める者」と規定されたことにより、条例においてさらなる対象要件の拡大が可能とされたところでもあります。

これを受けまして、国家公務員の育児休業に係る人事院規則の改正規定等に準じ、養育里親となる保護者のいない児童、保護者に監護させることが不相当と認められる児童を養育する里親としての職員に委託されている者を第 2 条の 2 として 1 条追加しようとするものであります。

2点目は、第3条及び第10条の改正部分であります。子の範囲の拡大に伴い、育児休業または育児短時間勤務の再度の申し出に係る特別の事情に該当する要件を追加しようとするものであり、例えば第2子として育児休業または育児短時間勤務の対象となった子の特別養子縁組が不成立となった場合において、第1子の育児休業または育児短時間勤務について再度の申し出をすることができるようにしようとするものであります。

参考までに、条例の新旧対照表を添えております。

なお、施行期日は、平成29年4月1日としております。

以上、御説明申し上げましたが、先ほどの青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例と同様に、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、育児支援、介護支援に係る規定の改正を行おうとするものでありますので、慎重御審議の上、何とぞ御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号「青森市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案の内容について当局から説明を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 議案第84号「青森市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本条例は、市長、副市長等の常勤の特別職及び一般職の職員の給与減額措置を規定するため、関係条例を改正しようとするものであります。

本条例の概要を説明するに当たり、このたび給与の減額措置の提案に至りました背景を説明させていただきたいと存じます。

今般、アウガのビル管理を続けてきました第三セクター青森駅前再開発ビル株式会社について、先般の決算におきまして債務超過が発生したことを踏まえ、その処理方針について進めてきたところであります。このたび、特別清算という方針をとらせていただくこととしたところであります。

この特別清算を目指すに当たっては、青森市にとって担保相当の不動産価値を差し引いた債権放棄限度額の 17 億 5300 万円余りについて、回収の見込みが立たないことから、特別清算という形で市が保有する債権を放棄していくこととなります。

市民の皆様からお預かりした貴重な税金を原資とする 17 億 5300 万円余りの多額の御負担をかけることにつきまして、市としての姿勢を示すべきとの判断から、このたびの給与減額を実施することとしたものであります。

それでは、改めて本条例案の内容につきまして、お手元の資料に基づき御説明申し上げます。

資料 1 をごらんください。

まず「概要」であります、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、常勤の特別職及び一般職の職員に対する給料月額等を減額支給する措置を講ずるため、関係条例を改正しようとするものであります。

次に「主な内容」であります、1 つに、第 1 条として青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正により、常勤の特別職であります市長、副市長、公営企業管理者、教育長、常勤の監査委員の給料月額につきまして、資料の表のとおり、それぞれの率で減額して支給しようとするものであります。

2 つに、第 2 条関係となりますが、浪岡区長の給与及び旅費に関する条例の一部改正により、浪岡区長につきましても同様に給料月額を減額しようとするものであります。

3 つに、第 3 条関係となりますが、青森市職員の給与に関する条例の一部改正により、医師を除く職員の給料月額を減額することとし、その率を主事級の職員はマイナス 1 %、主査級の職員はマイナス 2 %、主幹級の職員はマイナス 3 %、管理職の職員はマイナス 10 %とするものであります。

なお、給料月額に連動する地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当につきましては、減額後の給料月額等で算出することとなります。

資料 1 の 2 ページをごらんください。

4 つとして、第 4 条から第 9 条までとなりますが、以上の給与条例以外の条例で規定しております「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員」などの給料月額につきましても、一般職員と同様の減額支給措置を講ずるものであります。

施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日であり、今回の減額措置に伴う影響額につきましては、全体で約 3 億 7900 万円程度となる見込みであります。

資料 2 につきましては、新旧対照表であります。内容につきましては、ただいま御説明した内容と重複いたしますので、説明につきましては割愛させていただきます。

以上、議案第 84 号について御説明申し上げました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。仲谷委員。

○仲谷良子委員 これまで一般質問等でも議論がされてきましたけれども、私どもは会派として、職員組合との団体交渉の結果を重く受けとめ、苦渋の決断のようですが、本案には賛成していこうということにいたしました。

ただ、本当に議論されたことなんですけれども、一般職にまで責任があるのかどうなのかということは、ちょっと考えなければいけないのではないかと今でも思っております。

もちろんアウガの問題は、大きな市の責任ということで一くくりにすればなるのかもしれませんが、一般職まで削減するということには、やはり疑問を感じます。

それで我が会派では、3・2・1 といつか 1・2・3 といつか、そういう率にはなりましたけれども、それに合わせて課長級とか次長級はこのまま 10% でいいのかと——会派の中では部長級については言いませんでしたけれども——そのままでいいのかという疑問はありましたが、今回示された内容には賛成していくということです。

しかし、きのうの地方紙に掲載されたアウガの総括のことが書かれている投稿をごらんになったと思いますけれども、「青森市の諸破綻の根本原因をしっかりと『総括』することが、責任を果たすことなのだ」と考えると、青森市の三野さんという方が書いており、もしきちんとそれを片付けるということであれば、給与だとか報酬カットだとかは不要であるという意見も載せているわけです。

私どもは、誰がとかではなくて、アウガがなぜこうなったのかという総括は、これまで何も行われてこなかったのではないかと、その時々の方々の議会のやりとりの中で終わっているような気がいたします。

ですから私は、市としてきちんと総括をすべきでないかと考えますので、今すぐお答えにはならないでしょうから、今後、市として検討していただくことを要望いたします。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言ありませんか。はい、村川委員。

○村川みどり委員 市の姿勢を示すべきという話だったんですけれども、姿勢を示すということであれば、職員の給与を削減する以外にも方法はあったと思うんです。なぜ給与削減で姿勢を示すことになったんでしょうか。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 市の姿勢を示す手法としては、多分メッセージを出す

とか、給与削減するとか、「広報あおもり」に載せるとかささまざまな手法があるかとは思いますが。

その中で、今般の第三セクターの株式会社を解散することの派生として、市の債権を放棄しなければならないということに関して、お預かりした市民の税金を原資とした債権を放棄することでありますので、そういった意味で、その手法としては給与の減額措置という手法を選択したものであります。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 アウガに関連して市民から姿勢を示すべきだとか、職員の給与を下げるべきだとか、そういう意見はあったんですか。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 具体的な市民の声を受けての減額措置ではなくて、市として、今回のアウガの運営管理者である青森駅前再開発ビル株式会社の特別清算の過程で債権放棄が発生するという大きなフレームの中で、実際の債権放棄の発生を見越してというか、タイミングにはなりましたけれども、そのことについていわば自発的に姿勢を示したいということでありますので、具体的に市民から給与減額しなさいという声が上がったわけではありません。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○村川みどり委員 先ほど仲谷委員が地方紙の投稿を紹介してくれたように、今、一番市民の皆さんが望んでいることは、市職員の給料を削減することではないし、ましてや市長も含めて市職員の給料を引き下げてそれで終わらせるということを市民は求めています。アウガがこうなった原因がどこにあるのか、どのような経過をたどってこうなったのかということを市民に明らかにすることです。

市は、職員の給料を下げて約 17 億 5000 万円の債権放棄をすることで、幕引きを図ろうとしているんでしょうか。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 アウガの総括と今回の給与減額ですが、今回の給与減額の主たる目的は、市の税金を原資とした市の債権を放棄するという部分について、市民に対して組織を挙げて姿勢を示したいという趣旨です。

そういった意味で、アウガの幕引きが目的ではないと考えております。

あと、もう 1 つお話ししたいのは、現在もまだ青森駅前再開発ビル株式会社そのものは存続しており、正式な解散手続は本年 3 月末であることから、仮に検証するにしても、同社解散後のタイミングになるのではないかと思います。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 村川委員。

○**村川みどり委員** それでは今後、市として会社解散後に、これまでの総括やどこに原因があったのかという検証はやっていくつもりですか。

○**奈良岡隆委員長** 総務部長。

○**鈴木裕司総務部長** アウガの総括につきましては、会社解散の手続が済まない、どのような形で会社を幕引きするか確定しませんので、確定するまでの間は今のままでいきたいと思っています。

〔村川委員「その後はどうするんですか」と呼ぶ〕

○**奈良岡隆委員長** 総務部長。

○**鈴木裕司総務部長** 確定した時点で判断しなければならないと思っております。

以上でございます。

○**奈良岡隆委員長** 村川委員。

○**村川みどり委員** きちんと解散時点で判断していただきたい。私たちは市長も含めて市職員の給与を削減する必要はないと思っていますし、やはりこれまでのアウガの徹底的な原因を検証していくことが、今、一番市民が求めていることだと思うことから、検証に力を尽くしてほしいと思います。

この条例に関しては反対であり、賛成できません。

以上です。

○**奈良岡隆委員長** ほかに発言はありますか。奈良委員。

○**奈良祥孝委員** 皆さんアウガ、アウガと言いますが、アウガを利用していない人にとっては、アウガは何も関係ないです。

だから、きのうの地方紙の投稿欄に載ったのは一市民の意見であって、そうでない人の意見だってたくさんあります。アウガに行っている人には関係あるけれども、何も利用していない人にとっては何の関係もないです。

だからそういう意味では種々いろいろな意見があるんだから、いいと言う人もいるし、だめと言う人もいますけれども、きのうの地方紙の投稿欄だけが全ての意見ではないです。

あと、私は市長の姿勢ということだから、その姿勢でいいと思っています。答弁はいりません。これも市民の意見ですし、私のまわりでもほとんどそうです。

○**奈良岡隆委員長** ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**奈良岡隆委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

それでは議案第 84 号について採決いたします。

議案第 84 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 84 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奈良岡隆委員長 起立多数であります。

よって、議案第 84 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○奈良岡隆委員長 次に、議案第 85 号「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。財務部長。

○仁藤司史財務部長 議案第 85 号「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

今回の改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとするための地方税法等の一部を改正する等の法律が平成 28 年 3 月 31 日に公布されたことに加え、消費税率 10%への引き上げ時期を平成 31 年 10 月 1 日へ延期するための社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が平成 28 年 11 月 28 日に公布されたことに伴い、青森市市税条例等において改正が必要な項目につきまして改正しようとするものであります。

それでは、各改正項目につきまして順に御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料 1 「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」の 1 ページをごらんください。

まず、個人市民税における住宅ローン減税措置の延長についてであります。

住宅ローン減税措置は、平成 25 年度税制改正におきまして、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が段階的に 5%から 10%へ引き上げられることによる住宅購入の駆け込み需要と、その反動による影響を平準化することを目的として拡充、延長され、その後、消費税率引き上げ時期の延期に合わせて適用期限が延長されてきたところであります。

今般、消費税率の引き上げ時期が平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日へ 2 年 6 カ月間延期されたことに伴い、個人住民税における住宅ローン減税措置の適用期限も、平成 31 年 6 月 30 日から平成 33 年 12 月 31 日へ 2 年 6 カ月間延長するものであります。

なお、住宅ローン減税措置の延長による個人市民税の減収分につきましては、これまでと同様に全額国費で補填されることとなっております。

次に、資料 2 ページをごらんください。

法人市民税における法人税割の税率改正の適用時期の延期についてであります。

法人市民税における法人税割の税率につきましては、消費税率 8%及び

10%段階において、地域間の税源の偏在是正や財政力格差の縮小を図るため、税率を引き下げるとともに、国税である地方法人税の税率引き上げを行うこととされていることを受け、本市におきましても、平成28年度の地方税法の改正に合わせて、平成28年第2回定例会におきまして、現行の12.1%から8.4%へ3.7%税率を引き下げ、これを消費税率の10%への引き上げ時期とされていた平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用することを規定した青森市市税条例等の一部を改正する条例につきまして、御議決いただいたところであります。

しかしながら、消費税率の引き上げ時期が、平成29年4月1日から平成31年10月1日へ2年6カ月間延期されたことから、法人税割の税率改正の適用時期についても、同様に2年6カ月間延期するものであります。

次に、資料3ページをお願いいたします。

軽自動車税における環境性能割の導入についてであります。

平成31年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、県税の自動車取得税が廃止され、軽自動車につきましては、その取得時に環境性能に応じて税率が決定される軽自動車税環境性能割が新たに課されることとなりました。

環境性能割は、軽自動車の取得者に対して、その取得価額を課税標準として、資料下段の税率区分の表にありますとおり、取得した軽自動車の燃費基準達成度等に応じた税率を適用した金額を当該軽自動車の取得時に納めていただくものであります。

申告納付による点や免税点を50万円としている点等は、これまでの県税における自動車取得税の運用方法とほぼ同様となっております。また、制度上、課税主体は市でありますけれども、当分の間は県が賦課徴収等を行うものとされております。

なお、環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税につきましては名称が「軽自動車税種別割」へ変更となりますが、名称以外につきましてはこれまでと変更ありません。

以上の改正のほか、引用する地方税法等の改正に伴い、条項ずれや字句の整理等につきましても所要の整備を行っております。

以上、議案第85号「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑はありますか。はい、山脇委員。

○山脇智委員 今回の個人市民税と法人市民税の扱いについては、消費税の増税が前提になっているとはいえ、市民への軽減措置であり、反対するものではないです。

軽自動車税についてお聞きします。環境性能割の導入については、軽自動車税が安くなるかのような印象を受けるんですが、聞いたところによると、仮に一番厳しい環境基準をクリアしたとしても、軽自動車税は引き上げになり、なおかつクリアできていない車はさらに税金の負担が重くなるとの理解でよろしいですか。

○奈良岡隆委員長 財務部長。

○仁藤司史財務部長 現行の自動車取得税においては、軽自動車税は税率2%となっておりますので、今回の環境性能割につきましても、最高税率が2%である点は現行と変わりはありません。それから現行の自動車取得税についてはエコカー減税ということで、これも現状、環境性能に応じて軽減が図られております。

両方を比べた場合、例えば平成32年基準達成は、現状の自動車取得税が60%の軽減とされておりますけれども、環境性能割で見ますと、2%が1%ということで、50%の軽減になっておりますので、その部分は若干厳しくなっているところがあります。

一方、平成32年基準プラス10%達成は、現行は80%の軽減となっておりますけれども、環境性能割の場合には非課税ということで、100%軽減となっておりますので、その部分は現状よりも軽減されることになっております。

そして、エコカー減税ですとか環境性能に応じた軽減の部分に関しては、より環境性能の高い車の購入を促し普及を進めていくという、ある意味政策誘導的な措置になっておりますので、今後は2年ごとに基準の見直しをして、より環境性能の高い車の税を軽減していくということで、現行基準に比べて同じ性能であれば、軽減が少しずつ外れていくこととなります。

環境性能割あるいは現行のエコカー減税につきましても、もともとそういった政策目的によって設けられている制度でありますことから、時代に応じてだんだん厳しくなっていくことを、御理解いただければと思います。

○奈良岡隆委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今、説明いただきましたが、軽自動車税については全体的には上がり、やはり庶民の足とか中小企業が多く使っている軽自動車の税が増税になるという部分で問題もありますし、個人市民税、法人市民税の減税についても消費税の増税が延長になっているということです。国会においても日本共産党が反対しており、さまざまな問題点があることは指摘しておきたいと思います。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 85 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○奈良岡隆委員長 次に、議案第 92 号「包括外部監査契約の締結について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。監査委員事務局長。

○多田弘仁監査委員事務局長 それでは、議案第 92 号「包括外部監査契約の締結について」お手元の資料に基づき御説明申し上げます。

契約の概要であります。この契約は地方自治法の規定により中核市に義務づけられている包括外部監査につきまして、平成 29 年度に係る契約を締結するものであります。

契約の目的であります。包括外部監査人による監査の実施及び監査の結果に関する報告の提出を目的とするものであります。

契約期間の始期は平成 29 年 4 月 3 日を予定しており、終期は平成 30 年 3 月 31 日となります。

監査に要する費用の額及び支払方法であります。基本費用及び執務費用並びに実費の合算額として 1241 万 928 円を上限とするものであり、その一部について概算払いの締結を予定しております。

契約の相手方であります。契約の相手方は、青森市に主たる事務所を置く公認会計士加藤聡氏を予定しております。

加藤氏は、青森市出身で大学進学を機に東京都に転出され、その後の職歴を経て、現在は住所が東京都となっておりますけれども、主たる事務所を本市に置いて活動しております。また、日本公認会計士協会の所属も東北会青森県会となっております。

市では、これまで加藤氏と平成 27 年度及び平成 28 年度の包括外部監査契約を締結してきました。同氏は誠実に業務を実施しており、これまでの監査を通じて市の財務事務、行政運営などに対する知識が深まっていること。また、地方自治法の規定では同一人と連続 3 回まで契約することが可能であることから、候補者としたものであります。

なお、公認会計士と契約を締結する理由であります。包括外部監査が、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての監査であること。また、地方自治法第 252 条の 28 第 1 項の規定により、外部監査契約を締結できる者は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して優れた識見を有する者であって、かつ弁護士、公認会計士、一定の行政事務経験者等に限定されており、この中で公認会計士は、監査及び会計の

専門家であり、特に企業会計に関する専門的知識が監査に有用であると考えられることから、包括外部監査契約の締結者として適任であると判断しております。

参考までに、中核市で公認会計士と契約を締結している市は、平成 28 年度の契約で 47 市中 41 市と大多数を占めております。

また、包括外部監査契約につきましては、地方自治法の規定により、あらかじめ監査委員の意見を聞くこととなっておりますが、監査委員からは加藤氏と契約を締結することにつきまして異議がない旨の回答をいただいております。

以上、議案第 92 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 92 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 93 号「青森地域広域事務組合規約の変更について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 議案第 93 号「青森地域広域事務組合規約の変更について」御説明申し上げます。

資料 1 をごらんください。

資料 1 の 1 に変更理由を記載しております。

今回の変更内容につきましては、外ヶ浜町及び蓬田村の一般廃棄物及び産業廃棄物を共同処理しておりました蟹田地区一般廃棄物最終処分場が、平成 28 年 10 月 21 日に廃止になったことに伴い、青森地域広域事務組合規約に定める共同処理する事務に変更が生じたことから、当該規約につきまして所要の変更を行うものであります。

具体的な変更内容につきましては、資料 2 の「青森地域広域事務組合規約新旧対照表」に基づいて御説明申し上げます。

初めに、規約第 3 条「共同処理する事務」のうち、表中の改正前――右側の

欄ですけれども——「六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める一般廃棄物の処分に関する事務」につきましては、外ヶ浜町、今別町、蓬田村の3町村で共同処理していましたが、施設の廃止に伴い、外ヶ浜町、今別町の2町に変更となりますことから、当該箇所を削除し、新たに改正後の欄「七」として、2町で共同処理する事務として規定いたします。

次に、改正前の「八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定による産業廃棄物の処理に関する事務」につきましては、産業廃棄物を処理する施設がなくなることから、共同処理する事務から当該箇所を削除する改正であります。

このほか、これらの変更に伴い表中の番号を整理しております。

今後の予定につきまして御説明申し上げます。

資料1下段の「2 今後の予定」をごらんください。

本定例会におきまして、規約の変更を御議決いただきますと、構成市町村の議決も経た上で、青森地域広域事務組合において構成する5市町村による協議書の締結、県知事への許可申請という一連の手続を進めることとしております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑ないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第93号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組規約の変更について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。財務部長。

○仁藤司史財務部長 議案第94号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組規約の変更について」御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料1をごらんください。

青森県市町村総合事務組合は、地方公共団体はその事務の一部を共同処理

するため、地方自治法第 284 条の規定に基づいて設置された一部事務組合でありまして、表(1)にありますとおり、現在、9 市、30 町村、26 一部事務組合、3 広域連合の 68 団体が加入し、(2)に示される 11 項目の事務を共同処理しております。

このたび(2)の網かけされた 2 つの事務を共同処理するために加入しておりました、(1)の「一部事務組合」のうち、網かけしている「八戸市階上町田代小学校中学校組合」が、平成 29 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、地方自治法第 286 条第 1 項により、平成 29 年 1 月 19 日付で、「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」構成団体である本市に協議の依頼がありました。

資料 2 をごらんください。

「八戸市階上町田代小学校中学校組合」の解散により、別表第 1 及び第 2 から、それぞれ同組合を削除することとなるものであります。

地方自治法第 290 条の規定によりまして、一部事務組合を組織する地方公共団体の加入・脱退による数の増減につきましては、関係地方公共団体の議決を経なければならないこととされておりますことから提案するものであります。

以上、議案第 94 号「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」御説明申し上げます。

何とぞ、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑ないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 94 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、諮問第 1 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」を議題といたします。

諮問の内容及び諮問に対する市当局の見解等について説明を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 諮問第 1 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」御説明させていただきます。

資料1「審査請求に係る諮問事案の概要」をごらんください。

まず、本件事案に係る審査請求につきましては、下水道使用料に係る徴収処分に対してなされたものであり、当該処分を行った処分庁は、青森市公営企業管理者企業局長となっております。

当該審査請求に至った経過についてであります。処分庁である青森市公営企業管理者企業局長が、平成28年4月分の下水道使用料納入通知書を同年4月25日に、納入期限を同年5月16日として審査請求人に送付したところ、当該処分を不服とし、その取り消しを求める審査請求書が同年6月27日付で青森市長に提出されたものであります。

次に、審理関係人の主張の要旨を御説明いたします。

まず、審査請求人の主な主張といたしましては、「本件納入通知書は、地方自治法施行令第154条第3項で納入通知書に記載すべしとしている項目が記載されておらず、地方自治法施行令に規定する要件を欠いており違法である。また、納入通知書の表題に記載されている『下水道使用料等』の『等』とは、農業集落排水施設使用料のことであると処分庁は言っているが、本件納入通知書には、農業集落排水施設使用料という言葉は一切なく、審査請求人の下水道使用料が幾らなのかについて記載がないため、違法・不当であり、本件処分は取り消されるべきものである。」というものであります。

処分庁の主な主張であります。「本件通知書の様式は、利用者サービスの向上や正確・迅速な収納事務を図るため、他の下水道事業体の下水道使用料等の納入通知書にも広く使用されている標準的な様式の一つとなっており、この様式・記載内容をもって、地方自治法施行令に規定した要件を欠いているとは考えていない。また、本件通知書の表題には『下水道使用料等』という記載をしているが、これは『下水道使用料』と『農業集落排水施設使用料』を合わせて『下水道使用料等』と表記しているものであり、農業集落排水施設使用料の算定方法や徴収方法等が下水道使用料のそれと何ら違いがないこと、下水道使用料と農業集落排水施設使用料の徴収を同時に1件の納入通知書で行うことはあり得ないことから行っているものである。審査請求人は下水道を使用していることから、本件通知書の『下水道使用料等』とは『下水道使用料』のことを指しており、地方自治法施行令の規定に反するものではない。」というものであります。

次に、資料2「審査請求に係る審査庁である市長の見解等」をごらんください。

審査請求人及び処分庁の主張を踏まえ、一連の審理手続が行われた結果、今回審理員から提出された審理員意見書では、本件事案に係る処分の違法性または不当性について、「審査請求人は、『処分庁が送付した納入通知書は、地方自治法施行令第154条第3項で納入通知書に記載すべしとしている項目

が全て記載されていないことから、地方自治法施行令に規定する要件を欠いており処分は取り消されるべきである』と主張する。しかし、本件通知書を構成するそれぞれの文書（裏面を含む。）は一体となって納入通知書となっており、当該記載方法及び記載内容をもって、地方自治法施行令第154条第3項で求められている基本的な要件は欠いていないと考えられるため、処分の取消しを求める理由としては採用することができない。また、審査請求人は、『本件通知書には下水道使用料等と記されているが、下水道使用料等というものは存在せず違法であり取り消されるべきものである』と主張する。しかし、『下水道使用料等』とは『下水道使用料』と『農業集落排水施設使用料』を合わせて表記しているものであり、この表記は、それぞれの算定方法や徴収方法等に何ら違いがないこと、また、下水道使用料と農業集落排水施設使用料の徴収を1件の納入通知書で行うことはあり得ないことから行っているものである。審査請求人は下水道を使用していることから、本件通知書の『下水道使用料等』とは『下水道使用料』のことを指しており、本件通知書における『下水道使用料等』との記載が違法・不当であるとはいえない。また、審査請求人は、審査請求書、反論書及び本件審査請求に係る口頭意見陳述の中で、種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも本件処分の取消しを求める理由としては採用することができない。」としており、結論として、本件審査請求は棄却されるべきであるとの意見が示されております。

当該審理結果を受けまして、審査庁において、審理員から提出された審理員意見書及び事件記録並びに関係法令等を確認したところ、本件処分は、青森市下水道条例において「公共下水道の使用料は、その使用者から徴収する」とされていることから、公共下水道の使用者である審査請求人に対して行われたものであること。また、審理員が行った審理手続及び法令解釈等に誤りや不合理な点なども認められないため、その内容は妥当であるとの結論に至ったところであります。

したがいまして、審査庁といたしましては、審理員意見書のとおり審査請求人の主張する違法または不当な点は認められないため、当該審査請求については棄却すべきものと考えております。

なお、審査庁の意見といたしまして、本件処分を取り消し得るほどの違法性または不当性はないものの、本件納入通知書の「下水道使用料等」との記載が、下水道使用料の納入義務者にとって、わかりづらく不親切な表現となっていることから当該表記を改めることが望ましいと考えております。

説明は以上であります。本件事案についての参考資料といたしまして、審理員意見書及び事件記録を配付させていただいておりますので、あわせて参考にいただければと存じます。

以上でございます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑、御意見等はありませんか。奈良委員。

○奈良祥孝委員 そもそもこの資料は委員会付託案件ですから、総務企画常任委員にしか配付されていないじゃないですか。

我が会派では、議員団会議の前に所属議員に配付し、徹底して読ませて全員から意見をもらいました。わかります、これは棄却に当たらないのではないかという議員もおりますし、いや棄却でいいのではないかという議員もおります。

今までは民生環境常任委員会に付託されており、我が会派は棄却すべきとしてきましたけれども、我が会派の委員から意見提起もしてはいたはずですが。

そういうことから考えると、全議員がこの資料を全部読んで——常任委員はみんな読んでいると思うけれども——各議員が本当に全部読んで棄却になっているかといえ、私はなかなかそこまではできていないと思います。

この資料を読んでいけば、結構問題点はあります。処分庁は、法に照らせば違法な部分もあるとしています。資料中に処分庁が「地方自治法施行令第154条第3項に規定されている『所属年度』、『歳入科目』といった文字どおりの記載はしていないことから、『この点は違法である。』と発言したものである」などとあります。

処分庁といっても下水道総務課ではない。そこで、関係各課が集まって話し合いはしているんですか。それが必要だと思うんですが。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 集まって話をというのは、審査請求に関する話し合いということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

今般の行政不服審査法の改正により、従来の審査請求人と処分庁が1対1の関係であったものを、処分庁の中で審査庁と処分庁とし、審査請求人との三角の関係にして、審理員を置いて、審理員がさまざまな意見を聴取したり、資料を参考にしながら事案の審理を行い、審理員から提出された意見書を受けた審査庁の主張を、議会に諮問する構図となっております。

したがって、物理的に集まったかどうかは確認できませんが、審理員の実質的な審理の作業の過程において、さまざまな関係課とのやりとりとか、関係各課に対して情報収集しながら、審理を行っております。

○奈良岡隆委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 皆さんは読んだと思うけれども、例えば、資料21ページから31ページに口頭意見陳述の記録があります。これを読んでいくと、処分庁は水道部の職員だから下水道総務課ではないんです。全部読んでいくと水道部——処分庁はところどころミスを認めているようにも受け取れるんです。処分庁の方も下水道総務課ではないから、法に照らして第三者的に見て正直

に発言していると思うんです。

本諮問については、我が会派では認容すべきという意見と、いや棄却すべきという意見に分かれていますけれども、最終的には棄却でもいいです。

ただ、資料を読んで皆さんわかるとおり、審査請求人は市の姿勢として下水道総務課が何もしないからこうなっていると言っているわけです。下水道総務課が委任者として説明しないとだめなのではないかと、30ページに書いてあります。

審査請求人も市の考え方が間違っていると言っているのではなくて、わからないから聞くということですから、それに対応すればいいと思います。市民の権利ですから、このままでは何回やってもいずれまた出てきます。

だからこそ、市役所として、担当課としてきちんと説明すればいいのではないですか。審査請求人も疑問があればペーパーにまとめると書いています。疑問に対して説明すればいいんです。多分、説明しないからこうやって何回も諮問が上がってくるのではないですか。

だから、市役所として一旦きちんと整理すればいいと思います。総務部から下水道総務課に対して、こういうふうにやりましょうと話をしてくださればいいでしょう。そうすれば、あとは出てこないと言っています。

どうですか、総務部長。

○奈良岡隆委員長 総務部長。

○鈴木裕司総務部長 今回諮問事案として上がっている下水道使用料の徴収事務につきましては委任しており、納入通知書の発送から始まって納入するまでの一連の徴収事務における納入通知書の話ですから、下水道総務課に権限はないことから、委任を受けた水道部とのやりとりになります。

奈良委員の御発言の趣旨は、市の事務の取り扱いとしてもともと権限を持っていた下水道総務課と水道部がすり合わせをしながら、審査請求人に対してきちんと対応すればいいのではないかということですから、別に権限がどうのこうのという話ではなく事務のやり方の話でありますので、その点につきまして対応してまいりたいと考えております。

○奈良岡隆委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 対応するということは、下水道総務課もきちんと入れて話をするということですか。

〔鈴木裕司総務部長「はい」と呼ぶ〕

○奈良岡隆委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 そうしていただければよろしいかと思えます。

ただ、下水道総務課に権限がないということですが、担当は下水道総務課ですから、元凶とは言いませんが、市の姿勢が問われることになることから、原因があるところが説明しないとだめだと思えます。そういうことを申し添

えて、あとは言いません。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言はありませんか。山脇委員。

○山脇智委員 今、奈良委員から市の対応の不備について話がありましたが、それではこの審査請求書とか、審理員意見書とか、審査請求に係る諮問事案の概要を見たときに市の対応が間違っているかといえ、私は決してそうではないと思います。

また、一般的な地方自治体で使われている下水道使用料の納入通知書について必要な事項は記載されていないという話もありますけれども、これはさまざま4つの文書が一体となって、その中には必要な事項が記載されていることから、納める人にとって不利益が何か存在するわけではありません。

仮にこれが違法となれば、それを使っている自治体が全部違法な自治体になるのかといえ、私は決してそうではないと思います。

また、「下水道使用料等」となっていることに対する意見についても、こじつけというような話がありますが、私は審査請求人が何をもってこじつけと言っているのか、この文章だけからはよくわからない面もあります。

そのようなさまざまな点から、私は今回の審査請求は棄却すべきだと思います。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 なければ、本諮問に対してどのように意見を述べるのか、確認したいと思います。

まず、本諮問に対する意見は、答申書を作成の上、棄却、却下、認容などの結論と意見を掲載することによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 次に、答申書(案)の作成は、正副委員長に一任することによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 次に、答申書(案)の確認は、報告案件まで終了した後に、本委員会を暫時休憩とし、その間に、正副委員長が答申書(案)を作成し、委員会再開後に、答申書(案)の内容を確認することによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 また、その答申書(案)の確認の際には、理事者側の出席は求めないことといたしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 それでは、諮問第1号について委員会としての結論を確認いたします。

諮問第1号についての市の見解は、棄却することが適当とのことでした。

また、委員から棄却すべきとの御意見がありました。本委員会としては、棄却すべきであると答申すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、棄却すべきであると答申すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査については終了いたしました。

○奈良岡隆委員長 それでは、暫時休憩いたします。

委員会再開後に、正副委員長が作成した答申書（案）を確認していただきます。

再開については改めて御連絡いたします。

午後0時13分休憩

午後1時20分再開

○奈良岡隆委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、先ほど棄却すべきであると答申すべきものと決した諮問第1号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」に対する答申書（案）について、ただいまから審査いたします。

まず、先ほど、本諮問に対してどのように意見を述べるかについては、答申書を作成し答申することとし、答申書（案）の作成については正副委員長に一任されました。

また、本諮問については、全員異議なく審査請求について棄却すべきであると答申すべきものと決したところであります。

そこで、本諮問に対する答申書（案）をお手元に配付しておりますので、答申書（案）の内容について副委員長から説明をさせます。

村川副委員長。

○村川みどり副委員長 それでは、諮問第1号の答申書（案）の内容について御説明いたします。

「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」の答申書（案）の内容ですが、お手元の答申書（案）のとおり、「下水道使用料の徴収に係る事務は、違法、不当とは認められず、処分庁である企業局長が行った処分は妥当である。したがって、下水道使用料の徴収処分に対する審査請求については、棄却すべきである。」

以上の案を提案したいと思います。

○奈良岡隆委員長 それでは、本諮問に対する答申書（案）について、各委員から御意見等をいただきたいと思います。

御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 意見はないようですので、本答申書（案）のとおり答申することよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 それでは、本答申書（案）のとおり答申することに決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託された諮問に対する答申書（案）の審査は終了いたしました。

以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

（ 審 査 終 了 ）